

浜松ホトニクス サプライチェーン行動指針

版 番	B 版
発 行	2013 年 07 月 01 日
改 訂	2024 年 10 月 01 日

浜松ホトニクス株式会社

－ 目 次 －

はじめに	1頁
第1部 行動規範	3頁
1. 法令遵守・国際規範の尊重	
2. 人権・労働	
3. 安全衛生	
4. 環 境	
5. 公正取引・倫理	
6. 品質・安全性	
7. 情報セキュリティ	
8. 事業継続計画	
9. その他	
第2部 管理体制の構築	9頁
A. マネジメントシステムの構築	
B. サプライヤーの管理	
C. 適切な輸出入管理	
D. 苦情処理メカニズムの整備	
E. 取り組み状況の開示	
<参考>	10頁

はじめに

近年、サプライチェーンにおける環境、人権など社会課題や不正リスクへの関心が高まっています。また、世界各地で頻発している異常気象や自然災害、感染症、地政学的な影響による原材料価格の変動など、多様化・複雑化するサプライチェーンリスクの軽減は喫緊の課題となります。

浜松ホトニクスグループ（以下「当社グループ」）は、これらの課題解決と持続可能な社会の実現を目指し、「浜松ホトニクスグループ サステナビリティ基本方針」に基づいた調達活動（以下、「サステナブル調達」）を推進しており、今般、お取引先様に遵守していただきたい指針である「浜松ホトニクス サプライチェーン行動指針 B版（以下「本行動指針」）」を策定いたしました。

本行動指針は、「浜松ホトニクスグループ行動指針・姿勢」をベースに、一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）の「責任ある企業行動ガイドライン」を参考に作成しております。

お取引先様におかれましては、本行動指針の趣旨と内容をご理解のうえ、当社グループとともに、サステナブル調達の推進にご協力をお願い申し上げます。

本行動指針の適用対象は、サプライヤー、協力会社、業務委託先等、当社グループに対して製品およびサービスをご提供いただくお取引先様を想定しております。

また、お取引先様のビジネスパートナーの皆様にも本行動指針に定める項目をご理解・ご賛同いただき、サステナブル調達の推進へのご協力をお願い申し上げます。

浜松ホトニクスグループ サステナビリティ基本方針

1. 光の人類未知未踏領域を追求し、新たな産業の創造を目指す。
2. 高品質かつ安全な製品・サービスを提供し、光技術を通してより豊かな社会・環境の実現、
人類の健康と幸福に貢献する。
3. 企業倫理の徹底を図り、全社員が社会の一員として真に正しい行動をする企業風土を醸成する。
4. 関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守する。
5. 公正な取引を行い、情報を適切に管理し、不正アクセス、情報漏洩、不正使用等を防止する。
6. ステークホルダーに対して適時適切に正確な情報を開示する。
7. 環境に配慮、貢献し、健全で持続可能な事業活動を展開する。
8. 事業活動によって影響を与える人々に配慮し、人権を尊重する。
9. 社員を尊重し、能力開発を支援し、働きやすく安全な職場環境を提供する。
10. 社会の一員として社会貢献活動を展開する。

第1部 行動規範

1. 法令遵守・国際規範の尊重

企業は、自国および事業を行う国／地域の適用される法規制を遵守するのみならず、国際的な行動規範を尊重する必要があります。

2. 人権・労働

企業は、関連法規制を遵守することのみならず、ILO 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、労働者の人権を尊重する必要があります。

当社グループでは、人権尊重に関する取組指針として、「浜松ホトニクスグループ人権方針」を定めておりますので、こちらも参照してください。

<https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/sustainability/social/basic-stance-on-human-rights-and-labor.html>

(2-1) 強制的な労働の禁止

企業は、強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買等によって得られた労働力を用いることはできません。

また、企業はすべての就業を強制することなく、労働者の離職や雇用を自ら終了する権利を守る必要があります。

(2-2) 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

企業は、最低就業年齢に満たない児童に労働をさせてはなりません。また、企業は、18歳未満の若年労働者を夜勤（深夜勤）、残業および健康や安全が損なわれる可能性のある危険業務に従事させてはなりません。

(2-3) 労働時間の管理

企業は、労働者の働く地域の法規制上定められている限度を超えて労働させてはならず、国際的な基準を尊重した上で労働者の労働時間・休日を適切に管理する必要があります。

(2-4) 適切な賃金と手当

企業は、労働者に支払われる報酬（最低賃金、残業代、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を遵守する必要があります。

また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮することが望まれます。

(2-5) 非人道的な扱いの禁止

企業は、労働者の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人

道的な扱い、ならびにそのような可能性のある行為を労働者に行ってはなりません。
また、労働環境以外にも企業が労働者に提供する環境として、寮には個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切かつ自由に入出りできる十分な広さの個人スペースを確保する必要があります。

(2-6) 差別の禁止

企業は、性別、年齢、国籍、人種、肌の色、民族、宗教、思想、政治的意見、信条、社会的身分、障がい、性的指向・性自認などによるあらゆる差別およびハラスメントを行ってはなりません。

(2-7) 結社の自由、団体交渉権

企業は、国際規範と法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての労働者の団結権を尊重する必要があります。

(2-8) 多様性への尊重

企業は、役員、労働者およびいかなる関係者に対しても、基本的人権や多様性を尊重する必要があります。

また、宗教上・民族上の慣習、障がいなどに関わる要望に対して、適切な範囲で配慮することが望まれます。

(2-9) 外国人労働者への配慮

企業は、外国人労働者ならびに外国人実習生の受入・雇用に関する国際規範や法規制を遵守した上で、基本的人権を損ねることが無いように配慮する必要があります。

3. 安全衛生

企業は、関連法規制を守るのみならず、ISO45001 や ILO の安全衛生ガイドラインなどに留意し、労働者の業務に伴う怪我や心身の病気を最小限に抑え安全で衛生的な作業環境を整える取り組みを行う必要があります。

当社グループでは、安全衛生および健康経営に関する取組指針として、「浜松ホトニクスグループ安全衛生方針」、「浜松ホトニクスグループ健康経営方針」を定めておりますので、こちらも参照してください。

<https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/sustainability/social/occupational-health-and-safety.html>

<https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/sustainability/social/health-management.html>

(3-1) 労働安全

企業は、職務上の安全に対するリスクを特定・評価し、また適切な設計や技術・管理手段をもって安全を確保する必要があります。

特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親への合理的な配慮が必要です。

(3-2) 緊急時への備え

企業は、人命・身体の安全を損なう災害・事故などの緊急事態に備え、発生の可能性も含めて特定し、労働者および資産の被害が最小限となる緊急対策時の行動手順の作成、必要な設備などの設置、災害時にその行動がとれるように教育・訓練を行う必要があります。

(3-3) 労働災害・労働疾病

企業は、労働災害および労働疾病の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる必要があります。

(3-4) 労働衛生

企業は、職場において、有害な生物的・化学的・物理的な影響に労働者が曝露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う必要があります。

(3-5) 身体的負荷のかかる作業への配慮

企業は、身体的に負荷のかかる作業を特定・評価のうえ、労働災害・労働疾病につながらないように適切に管理する必要があります。

(3-6) 機械装置の安全対策

企業は、労働者が業務上使用する機械装置について安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する必要があります。

(3-7) 施設の安全衛生

企業は、労働者の生活のために提供される施設（寮・食堂・トイレなど）の安全衛生を適切に確保する必要があります。

また、寮では、緊急時の適切な非常口を確保する必要があります。

(3-8) 安全衛生のコミュニケーション

企業は、労働者が被る可能性のある職務上の様々な危険について、適切な安全衛生情報の教育・訓練を労働者が理解できる言葉・方法で提供する必要があります。

また、労働者から安全に関わる意見をフィードバックする仕組みが必要です。

(3-9) 労働者の健康管理

企業は、全ての従業員に対し、心身ともに適切な健康管理を行う必要があります。

4. 環境

企業は、資源の枯渇や気候変動、環境汚染などの地球環境問題に積極的に取り組むとともに、関係する地域の人々の健康と安全の確保を考慮した地域の環境問題に配慮する必要があります。

当社グループでは、環境に関する取組指針として、「浜松ホトニクスグループ環境方針」を定めておりますので、こちらも参照してください。

<https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/sustainability/environment/environmental-management.html>

(4-1) 環境許可と報告

企業は、事業の所在地の法規制に従い、事業に必要な許認可・承認を取得し、登録・報告を行う必要があります。

(4-2) エネルギー消費および温室効果ガスの排出削減

企業は、カーボンニュートラルの実現を目指してエネルギー効率改善および再生可能エネルギーの利用に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む必要があります。

(4-3) 大気への排出

企業は、関連する法規制を遵守し、有害な物質の大気への排出を削減するための適切な対策を実施する必要があります。

(4-4) 水の管理

企業は、法規制を遵守し、使用する水の水源、使用、排出をモニタリングし、節水する必要があります。

あらゆる廃水は、排出または廃棄する前に、必要に応じて特性を示し、監視、制御、処理を実施することが必要です。

また、水汚染を発生させる可能性のある汚染源を特定し、適切な管理を行う必要があります。

(4-5) 資源循環と廃棄物管理

企業は、法規制を遵守し、適切な管理を行うことにより、リデュース（削減）、リユース（再利用）、リサイクル（再資源化）など資源循環の促進を図り、廃棄物の発生を最低限に抑える必要があります。

(4-6) 化学物質管理

企業は、法規制を遵守し、人体や環境に対して危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定、表示、および管理を行い、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が確実に実施されるよう管理する必要があります。

(4-7) 製品含有化学物質の管理

企業は、製品に含まれる特定の物質の使用禁止または制限に関して適用される、すべての法規制および顧客要求を遵守する必要があります。

(4-8) 生物多様性の保全

企業は、原材料調達において、生物多様性に配慮することが望まれます。

5. 公正取引・倫理

企業は、法令遵守のみならず、高い水準の倫理感に基づき事業活動を行う必要があります。

(5-1) 腐敗防止

企業は、あらゆる種類の贈収賄、過度な贈答・接待、腐敗、恐喝、および横領などを行ってはなりません。

(5-2) 不適切な利益供与および受領の禁止

企業は、賄賂その他の不当または不適切な利益を得る手段としての約束、申し出、許可を提供または容認してはなりません。

(5-3) 適切な情報開示

企業は、適用される法規制と業界の慣例に従って、労働、安全衛生、環境活動をはじめとする非財務情報や、事業活動、財務状況、業績に関する情報を開示する必要があります。記録の改ざんや虚偽の情報開示は容認されません。

(5-4) 知的財産の尊重

企業は、知的財産権を尊重し、技術やノウハウの移転は、知的財産が守られた形で行う必要があります。また、顧客およびサプライヤーなどの第三者の知的財産も保護する必要があります。

(5-5) 公正なビジネスの遂行

企業は、公正な事業、競争、広告を行う必要があります。また、企業活動のすべての場面において反社会的勢力を排除しなければなりません。

(5-6) 通報者の保護

不正行為を早期検知し適切に対応するための仕組みとして通報窓口を設置する必要があります。この際、企業は、通報に係る情報及び通報者に関する機密性、匿名性を保護し、通報者に対する報復を排除する必要があります。

(5-7) 責任ある鉱物調達

企業は、製造している製品に含まれるタンタル、錫、タングステン、金およびコバルトなどの鉱物が、コンゴ民主共和国および周辺国を含む世界の紛争地域、または高リスク地域で深刻な人権侵害、環境破壊、汚職、紛争などを引き起こす、またはそれらに加担していないかのデュー・ディリジェンスを実施する必要があります。

当社グループでは、責任ある鉱物調達に関する指針として、「浜松ホトニクスグループ責任ある鉱物調達に関する方針」を定めておりますので、こちらも参照してください。

<https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/sustainability/social/initiatives-for-conflict-minerals.html>

6. 品質・安全性

企業は、提供する製品やサービスの安全性ならびに品質の確保を行い、正確な情報を提供する必要があります。

当社グループでは、品質に関する取組指針として、「浜松ホトニクスグループ品質方針」を定めておりますので、こちらも参照してください。

<https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/sustainability/quality-control.html>

(6-1) 製品の安全性の確保

企業は、製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な製品安全性を確保できる設計・製造・販売を行い、供給者としての責任を果たす必要があります。

(6-2) 品質管理

企業は、製品・サービスの品質に関して適用される、すべての法規制を遵守するのみならず、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守する必要があります。

(6-3) 正確な製品・サービス情報の提供

企業は、製品・サービスに関する、正確で誤解を与えない情報を提供する必要があります。

7. 情報セキュリティ

企業は、機密情報や個人情報の漏洩を防止し、情報セキュリティの強化を図る必要があります。

(7-1) サイバー攻撃に対する防御

企業は、サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する必要があります。

(7-2) 個人情報の保護

企業は、サプライヤー、顧客、消費者、従業員など全ての個人情報について、関連する法規制を遵守し、適切に管理・保護する必要があります。

(7-3) 機密情報の漏洩防止

企業は、自社のみならず、顧客や第三者から受領した機密情報を、適切に管理・保護し、

不正使用や漏洩の防止に努める必要があります。

8. 事業継続計画

企業は、大規模自然災害などによって自社もしくは自社の取引先が被災した場合に、自社が供給責任を果たすために、いち早く生産活動を再開できるよう準備する必要があります。

(8-1) 事業継続計画の策定と準備

企業は、事業継続を阻害するリスクを特定・評価し、事業への影響の精査と中長期的に必要な事前対策、その取り組み状況をまとめた事業継続計画（BCP）を策定することが必要です。

9. その他

(9-1) 社会・地域への貢献

企業は、社会の一員として、国際社会・地域社会の発展に貢献する取り組みを行う必要があります。

第2部 管理体制の構築

A マネジメントシステムの構築

企業は、第1部行動規範の遵守を実現するために、マネジメントシステムを構築する必要があります。

B サプライヤーの管理

企業は、第1部行動規範の要求事項をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するプロセスを構築する必要があります。

C 適切な輸出入管理

企業は、法令などで規制される技術や物品の輸出入に関して、明確な管理体制を整備して適切な輸入手続きを行う必要があります。

D 苦情処理メカニズムの整備

企業は、自社およびサプライチェーンの不正行為を早期検知し適切に対応するため、労働者やサプライヤーなどを含むステークホルダーが利用可能な苦情処理メカニズムを構築する必要があります。

E 取り組み状況の開示

企業は、本ガイドラインに対する取り組み、および関連する法規制に基づく情報開示を行う必要があります。

<参考>

本行動指針の策定にあたり、下記の基準を参照しています。

- ・ 国連人権章典

https://www.unic.or.jp/activities/humanrights/document/bill_of_rights/

- ・ ILO^{※1} 国際労働基準

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/ilo/international_labor.html

- ・ 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

https://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/resolutions_reports/hr_council/ga_regular_session/3404/

- ・ 国連グローバルコンパクト

<https://www.ungcjin.org/gcnj/about.html>

- ・ SDGs

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

- ・ RBA^{※3} 行動規範

<https://www.responsiblebusiness.org/code-of-conduct/>

- ・ 一般社団法人 電子情報技術産業協会（JEITA）「責任ある企業行動ガイドライン」

<https://www.jeita.or.jp>

- ・ OECD^{※4} 紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス

<https://www.oecd.org/daf/inv/mne/mining.htm>

- ・ 責任ある鉱物イニシアチブ（RMI^{※5}）

<https://www.responsiblemineralsinitiative.org/>

- ・ 浜松ホトニクスグループ サステナビリティ

<https://www.hamamatsu.com/jp/ja/our-company/sustainability.html>

※1 ILO : International Labour Organization（国際労働機関）

※2 SDGs : Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

※3 RBA : Responsible Business Alliance（責任ある企業同盟）

※4 OECD : Organisation for Economic Co-operation and Development（経済協力開発機構）

※5 RMI : Responsible Minerals Initiative（責任ある鉱物イニシアチブ）

浜松ホトニクス株式会社

(作成：調達本部)

【お問い合わせ先】

浜松ホトニクス株式会社 調達本部
〒430-8587 静岡県浜松市中央区砂山町 325-6
日本生命浜松駅前ビル
Tel : 053-452-2141 Fax : 053-456-7889